

急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について
(答申【案】)に対する意見

2025.1.15

公益財団法人大学基準協会

「1. 今後の高等教育の目指すべき姿」への意見

- リベラル・アーツ教育や文理横断・文理融合教育の重要性について言及されているが (p.8)、この実現のためには、質保証の在り方の検討の際にも十分に念頭に置いた議論が必要である。

「2. 今後の高等教育政策の方向性と具体的方策」への意見

- ① 「学修者本位の教育の更なる推進」について
 - アカデミック・アドバイザーについて、「職員」と記されているが (p.17)、教員の場合もあり得る。「高度化・複雑化・多様化が進む履修指導や学習支援を行う一定の専門性を有した教職員をアカデミック・アドバイザーとして配置」といった表現に改めることを求めたい。

② 認証評価に関する総括的意見

- 2004年から導入された認証評価制度は、国の関与は謙抑的としつつ、大学の自主性・自律性に配慮しながらその教育研究の質の維持・向上を促すことを目的に導入された。「大学の自主性・自律性」に根差した評価を実施する所以は、大学は自ら掲げる理念・目的の実現に向けて教育研究活動を展開しており、評価にあたっては、大学の理念・目的に則して評価することを基本としながら、そうした評価を通じて大学の多様で特色ある発展を支援していくことが認証評価の重要な役割だからである。

近年の少子化の急速な進行やそれに伴う学生の学力構造の不揃いの顕著化など大学を取り巻く環境が大きく変化している中で、国・公・私立大学を問わず、すべての大学が自主的かつ自律的に大学教育の改善・改革を図り、大学教育の質向上及び質保証に取り組んでいくことが極めて重要とされている。こうした背景から、認証評価機関は、自らの大学評価基準において内部質保証に関する基準を定め評価を実施しているところである。

今次の答申案では、認証評価制度の抜本的な改革を企図しているようであるが、引き続き、大学の自主性・自律性を基盤に据えた評価（内部質保証を重視した評価）を継続させていくことが肝要である。

- 「評価疲れという声もある中で、『評価のための評価』から脱却し、評価の在り方や内容、活用方法等を含め、質確保と負担軽減のバランスを踏まえた制度の抜本的見直しが必要である」との指摘がある (p.19)。これについて、単純に評価項目の数、書面評価や実地調査の評価方法といった点に問題を見た結果だとすれば、不十分な現状診断である。質保証の効果については様々な研究の蓄積があるが、例えば、全体的な視点を失って局所的、対処療法的な対応に終わっていることで質保証の意義が見失われているといった指摘は少なくなく、つまりは、質保証の意義に大学側が主体的に意味を見出せるか否かはそれを負担と感ずるか否かにもつながる極めて重要なポイントだとされてきている。主体的に意味を見出せない限りは、評価項目数や評価方法を変更しても、認証評価に意義を見出せず「評価疲れ」しか感じないという関係者が絶えはしないと想像されるが、こうしたことにも目を向けて大学のサポートを含め総合的に対処しないと、認証評価は十分な意義を發揮し得ない可能性がある。
 - 上記の課題を認識する結果、大学基準協会は、これまでも無用な負担の軽減（評価項目数の削減や公開情報の積極的な活用等）や、各大学の主体性を活かす措置（弾力的な評価の実施等）を行うほか、教職員に対する研修を実施するなどして、質文化の醸成を後押ししてきた。こうした認証評価機関側の努力についても注意が払われてよい。
- ③ 「学部・研究科等に応じた定性的評価を導入」(p.19,21) について
- 「学部・研究科等に応じた定性的評価」が「各高等教育機関の負担軽減」に配慮したものになるのか疑問なしとしない。学位の質保証という点で言えば、分野別に評価を行うことの意義は強調されて良い。一方で、物理的な意味での「負担」に限ってみても、決して軽いものではない。例えば大学基準協会は、第1期認証評価（2004年度～2010年度）において学部・研究科単位の評価（分野別評価）を実施した経験から、分野別評価は大学側及び評価機関側双方に対して多大な負担（大学側に要求する提出資料、評価項目の量、評価者の確保、評価にかかるコスト、評価機関事務局の業務など）をもたらすこととなった。
 - 分野別評価を実施するうえで、当該分野の教育の質保証の客観性、透明性及び妥当性を確保することが極めて重要である。他方で、分野別評価の国際的通用性を高めることにも配慮しなければならない。こうした点を踏まえ、新たに評価基準及び評価方法の開発が必要となるが、こうした見直しにかかる認証評価機関の負担はどのように考えているのか。
 - 我が国では、認証評価制度の枠外で、工学、医学、歯学、薬学、看護学、獣医学等の分野別評価を実施している。こうした既存の評価システムと今回提言された「学部・研究科等に応じた定性的評価」との関係性をどのように保つのか、このことも重要な検

討課題である。

- ④ 「学部・研究科等に応じた定性的評価」と「教育研究情報に基づく定量的評価」の関係について
- 答申案の提言からは、定性的評価と定量的評価を切り離して実施するようにも読み取れるが、両者は密接不可分の関係にあり、切り離して評価を行うことは不可能である。文部科学省が考える定性的評価と定量的評価はいかなるものか、具体的説明を求める。
 - また、この2つの評価の周期はどれくらいを想定しているのか。特に、「学部・研究科等に応じた定性的評価」の申請単位はどのように考えているのか。「評価疲れ」を惹き起こさないために、こうした点にも慎重に対応する必要がある。
 - 教育・学習や研究の質を一層高めるための措置として、学部・研究科等に応じた定性的評価が挙げられているが、近年 とりわけ「グランドデザイン答申」以降訴求されてきた「学部、研究科等の組織の枠を越えた学位プログラム」はどのように扱われ、その質はどのように担保されるのか。
 - 定性的評価と定量的評価のいずれも、それに用いるデータは誰がどのように収集するのか。仮に大学側である程度を行うことになるなら、大学はどのように集積し、それが評価に活用されていくのか具体的なイメージを示されたい。
- ⑤ 「在学中にどれくらい力を伸ばすことができたのかといった大学等の教育の質を数段階で示」すことについて
- 我が国の大学生は、3年次の半ばから就職活動に入るので、実際には学士課程教育を2年半しか受けていないといっても過言ではない。この2年半の学習成果の達成状況をもって大学等の教育の質とみなすことはできないのではないだろうか。また、こうした実態を考慮すれば、認証評価の結果、「教育の質が十分に担保されていない機関については撤退を促」すことはできないのではないか。
 - 本答申に言われる「力」とは、「教学マネジメント指針」に従うのなら学位プログラムごとに設定される学修目標であり、各々を一概に比較できる性質のものではない。数段階で示すということは、大学間の比較も意図されているのだろうが、一概に並べられないもの同士を比較することに意味があるのか。もし比較できたとしても、そのための基準はどのようなものになるか。大学の「撤退」にもつながる可能性があるならば、制度設計には慎重を期する必要がある。仮に「全国学生調査」の結果を活用することになった場合、その内容の適切性を十分に吟味するだけでなく、各大学において学生への働きかけなど恣意的な行動がなされる可能性にも配慮し、その点も踏まえた対策が必要であろう。

- 数段階で示される「力」の伸びについては、評価よりも以前の教育実績に基づくものであり、評価時の実態とずれてしまうこともあり得るのではないか。
- 数段階で示される達成度が、学部・研究科等ごとでなく大学全体として合計・合成された数値となる場合、合成の方法が複数ありえるために関係者間の合意は容易でないと想像される。また、合成値が教育実態とずれてしまい関係者の混乱を招く懸念がある。
- 認証評価制度の抜本的な見直しを受けて、各認証評価機関によって構築される新たな評価システムについては、それぞれの機関による評価の水準が異なることが想定され、これを大学等の撤退と連動させることについては慎重な検討を要する。また、資源配分と連動させることについても同様である。

⑥ 質保証に関する政策の連続性、国際的観点等について

- 前述のように分野別の質保証の重要性は認識するところだが、一方で仮に機関としての質保証が行われなくなるとすると、「学士課程答申」以降、我が国において希求され重視されてきた「内部質保証」はどのように確認されるのか。これまで各認証評価機関は、大学全体の内部質保証システムの構築とその機能的有効性に焦点を当てて認証評価を実施してきており、また、その認証評価結果を踏まえて、それぞれの大学では学長のリーダーシップのもと、大学全体の改革が進められてきた。しかしながら、こうした大学全体の認証評価（機関別認証評価）から、学部・研究科等単位の評価（分野別認証評価）に切り替えることは、ややもすれば部局単位の改革に終始し、大学全体としての改革を阻むことにもなるのではないかと危惧する。
- 機関別認証評価を3サイクル経ることで、学びの質を高める各大学における取り組みは一定程度なされてきた。このことに鑑みると、各大学における取り組みの「成果」を十分に理解し、今後、発展させることが肝要である。安易な認証評価制度の見直しは、内部質保証体制が確立しつつある多くの大学に混乱を招くだけでなく、さらに、在学中の能力向上を段階的に評価することは、多様な学生に対する大学としての「質保証」への組織的対応を、著しく阻害するものである。
- 質保証の単位が学部・研究科等の単位に移行し、かつ教育事項が中心になるとすれば、大学運営や財務、学生支援や教員組織に関する事項はどのように位置づくことになるのか。この点は、質保証における国際的な質保証の観点からも慎重な検討を要する。新設大学と機関別認証評価を複数回受けた大学とで扱いを変えるなど、それぞれの状況に応じた段階的な制度設計が検討されても良い。
- 認証評価や質保証に対してより多くの関係者の理解や関心を得られるようにすること

は重要であると認識しているが、仕組みを改めることのみでは実現できない。大学基準協会ではこれまでも、様々な取り組みを行ってきた。例えば、評価基準の改定にあつては学生からも意見を収集している。また、今後の機関別認証評価においては、ウェブフォームを使用して学生から意見を収集することで、学生に認証評価や質保証に関心を持ってもらう機会を拡大した。さらに、本協会が主催するイベントで企業関係者を招くほか、高等学校の教員を対象としたセミナーを実施している。こうした草の根の取り組みは、認証評価や質保証に対する理解や関心の醸成にとって、大変重要なものである。特に、答申案で示されているように、評価制度を教育の質を数段階で示す形とする場合、これが制度の趣旨と異なる形で活用されることがないように、上記のような取り組みは確実に実施する必要がある。一方で、一機関のみでの取り組みには限界もあるため、国の力添えが必要である。

- 同様に、質保証が実質的に大学の改善に寄与するためには、制度の改善だけでなく、大学における質文化の醸成も欠かせない。こうした認識のもと、大学基準協会では大学向けのガイドブックの作成や研修の実施を通して、質文化の醸成を図ってきたのは先述の通りである。こうした取り組みをさらに発展させていけるよう、国の協力を求めたい。

⑦ 「大学設置基準及び設置認可審査等の見直し」について

- 「教育の質に影響するおそれのある定員超過に対する私学助成の配分において一層の厳格化を行う。」(p.20)との措置と、「「出口における質保証」の観点から、学生に対する厳格な成績評価や卒業認定を実施することが必要」(p.17)との趣旨に基づく措置とで、両者の整合を図る必要はないか。

⑧ 「多様な学生の受入れ促進」について

- 「18歳中心主義」とあるが(p.20)、これは学生を受け入れる大学の問題だけではなく、18歳で大学に入学するというある種の社会通念があることにも起因している。また、新卒者に有利な雇用慣行も見直す必要があろう。
- 「国際化の推進」(pp.12,21-22)、「社会人の学びの場の拡大」(p.24)について、デジタル技術の活用についても言及する必要がある。
- 「転編入学の増加を図るために、転編入学生を受け入れる際の定員の扱いについて制度改善を行う」とされているが(p.21)、学びの多様化や複線化の視点からも、短期大学から4年制大学への編入が円滑に行われるような実効性のある制度改善を求めたい。
- 大学院教育に関し、決して大学は改革に及び腰になっているわけでない。従来の研究科のままでは定員を満たすことができず、その教育資源を活かして社会人を含む多様

なニーズに応えようと努力している大学も少なくないだろう。しかし、大学の努力だけでは状況が改善しない状況にあることも事実である。すなわち、大学院修了者が相対的なマイノリティであり、それが普通とされる社会認識、社会構造が変わらない限り、大学院改革は十分に達成できないのではないか。この点で、答申案が「産学官が一層、連携していく」(p.28)といったことも述べていることは評価されるが、重要ゆえにもう少し強調されても良いと思われる。またこうした「連携」は大学や社会の自発的な取り組みに俟つばかりでなく、国や大学団体等が積極的に媒介しコーディネートすることも重要だと思われる。施策の立案に当たっては、こうした点も考慮されることを望む。

⑨ 「大学院教育の改革」について

- 従来の施策において、大学院については中心的な議論にならないことも多く、また、体系的な構想というより、個別的な事案に応じた施策を積み重ねてきた傾向もある。その意味で、「知の総和」の向上を目指す総合的、抜本的な改革を大学院についても意思する本答申案には大きな意義がある。
- 大学院については、高等教育政策上の課題であるばかりでなく科学技術・学術政策上の課題であることから、文部科学省においても所掌系統が複数に及んでいるだろう。今回、「知の総和」の向上を目指す総合的、抜本的な改革を志向する以上は、そうした所掌系統の垣根を超えて施策を実現するようにして頂きたい。
- 博士号取得者数や修士課程進学者数の増加 (p.26) について、社会のニーズに対してどの程度の不足なのかや、地域ごとのニーズに言及することを求めたい。大学の機能に応じた博士人材の在り方も丁寧な説明が求められる。なお、研究型大学における研究力の強化を念頭に置いた印象だが、社会への博士人材の輩出や社会人学生の増加を考えると、研究を通じたより高度な実践的能力を身につけられるようにすることも大学院の役割である。これも念頭に置いた記述にして頂きたい。
- 大学院教育の改革や研究力の強化について (pp.26-32)、限られた資源の中でこれを実現するために、教員の役割の分化などについてもより踏み込んだ検討が求められる。

⑩ 「情報公表の推進」について

- 設置者を横断した比較が可能な Univ-map (ユニマップ) の構築が提案されている (p.33)。現状の大学ポートレートが大学関係者や高校生などにどのように使われ、どのような意義があったのかについて実情の精査に基づいた判断が必要ではないか。
- 「全国学生調査」の結果を認証評価でも活用するという案が示されているが (pp.33-34)、前述の通り、活用の仕方には慎重な議論が必要である。一方で、基本的な情報

をデータベース化していることは、評価のたびごとのデータ収集等の作業を省略でき、評価負担の軽減につながるものと期待される。

⑪ 「高等教育への『アクセス』確保」について

- 地方分権の視点抜きに我が国の今後の発展は困難であり、そのためにも各地域に高等教育機関は必要不可欠である。本答申案にあるとおり、地域における高等教育へのアクセスを確保する制度や支援を着実に実施することを望む。なお、地方と高等教育のあり方を巡っては、地方公共団体と高等教育機関の連携が進んでいないという認識が示されている（p.14）。これに関しては、大学の設置認可や資金配分等、大学に関わる行政は国が中心に担ってきており、地方自治体は関与しにくかったという面もあるのではないかと。

「3. 機関別・設置者別の役割や連携の在り方」への意見

- 専門職大学、専門職短期大学や専門職大学院における「実務家教員」（p.47）について、実務経験が豊富な教員の増加は利点もある一方、教育面・研究面でのトレーニングをさらに充実させることが、高等教育機関としての質保証・質向上のために重要であり、そのための組織横断的な支援が必要である。
- 短期大学について「短期大学の専攻科修了者の大学院への進学ニーズ等を含め、短期大学制度の改善の検討を行う」（p.48）とされているが、専攻科という制度の周知とさらなる活用につながることを期待する。なお、「短期大学制度の改善」には、専攻科にかかる質保証制度も含まれるのか明確にされたい。

「4. 高等教育改革を支える支援方策の在り方」への意見

- 今回の答申案では、大学における研究力の強化にも力点が置かれている。その重要性については認識するところだが、一方で、様々な修学上の課題を抱える学生への支援をいかに解決していくかという視点も高等教育の質の向上に重要な視点である。学生への支援について着実な施策が求められる。

答申案全般に対する意見

- 我が国の国際競争力にかつての勢いはなく、少子高齢化、地方社会の衰退といった課題が国内に山積するなか、「危機は今、我々の足下にある」との言葉をもって始まり、我が国の「知の総和の向上」を目指す総合的、抜本的な高等教育改革を提言するに至

っていることにつき、まずは中央教育審議会の委員各位と文部科学省の担当官各位のご尽力に対し、深甚なる敬意を表したい。

- 一方で、社会に必要なスキル、社会が重視する点や教育の枠組みの改革といった観点が前面に出ている印象も受ける。こうした点はもとより重要だが、そもそも高等教育が育むべき人材はどうあるべきかという点を改めて考えることが必要だろう。
- 答申案は、総合的、抜本的なものゆえに、内容が多岐にわたり、かつ量的にも大部なものとなっている。そのため、すぐに内容が浸透するとは思われない。もちろん図案化された要旨も添えられ、理解の便宜が図られているが、適切な理解が広く形成されるためには、国として丁寧な説明を重ねていく必要がある。
- 答申案の内容に即す限り、施策の実現にあっては、大学はもとより認証評価機関や大学団体、地方自治体、経済団体、中等教育関係者等が重要なステークホルダーとなってくる。具体的施策の形成にはこうしたステークホルダーの参与が重要だと思料され、少なくとも大学基準協会としては、今後の議論に積極的に関わっていきたいと考えている。

以上